

○羽村市行政評価要綱

平成14年5月31日羽企企発第2157号

改正

平成18年2月17日羽企企発第12309号

平成19年3月31日羽企企第15827号

平成19年6月12日羽企企発第3142号

平成20年8月18日羽企企発第6582号

平成24年3月30日羽企企発第17157号

平成27年3月31日羽企経発第18298号

令和2年3月31日羽企企発第18461号

令和5年5月9日羽企企発第1829号

羽村市行政評価要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価を実施するための必要事項を定めることにより、市民の視点に立った成果重視の市政運営に資するとともに、市政の透明性及び行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市の行政運営における施策及び事務事業（以下「施策等」という。）について、効果等を分析し、検証を行うことをいう。
- (2) 施策 政策（市の行政運営における特定の目的を実現するための基本的な方針をいう。）を実現するための個々の具体的方針をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の手段としての事業をいう。
- (4) 実施機関 市長、水道事業の管理者の権限を行う羽村市長、下水道事業の管理者の権限を行う羽村市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(行政評価の手法)

第3条 行政評価の手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内部評価 施策等について、実施機関が自らその実施前又は実施後に行う。

(2) 外部評価 内部評価の客観性と評価内容の透明性及び信頼性をより向上させるとともに、より効果の高い施策等に改善することを目的として、学識経験者及び市民等により、施策の実施後に行う。

(内部評価の種類)

第4条 内部評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価 長期総合計画に掲げる施策を対象に実施する。
- (2) 新規事務事業評価（以下「新規評価」という。） 次年度において、新規に実施又はレベルアップする事務事業を対象に実施する。
- (3) 既存事務事業中間評価（以下「中間評価」という。） 長期総合計画実施計画を構成する事務事業及び市長が必要と認める事務事業を対象に実施する。
- (4) 既存事務事業事後評価（以下「事後評価」という。） 中間評価を行った事務事業を対象に実施する。

(内部評価の評価者)

第5条 内部評価の評価者は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 施策評価 次条に規定する羽村市行政評価委員会が行うものとする。
- (2) 新規評価 二次にわたって評価を行うものとし、第一次評価にあつては当該事務事業を所管する課長が、第二次評価にあつては次条に規定する羽村市行政評価委員会が行うものとする。
- (3) 中間評価及び事後評価 当該事務事業を所管する課長が行うものとする。

(行政評価委員会)

第6条 施策評価及び新規評価に規定する評価を行うため、羽村市行政評価委員会（以下「行政評価委員会」という。）を置く。

- 2 行政評価委員会は、副市長、教育長及び羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和60年規則第18号）第3条第1号に規定する部長をもって組織する。
- 3 行政評価委員会の委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 行政評価委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 行政評価委員会の庶務は、行政評価に関する事務を所管する課において処理する。

(外部評価の評価者)

第7条 外部評価は、羽村市事務事業に関する外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）が行うものとする。

（外部評価委員会）

第8条 外部評価委員会は、内部評価結果の妥当性について客観的に評価を行う。

2 外部評価委員会は、学識経験者及び市民等のうちから市長が依頼する8人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外部評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

6 外部評価委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 外部評価委員会は、委員長が招集し、議長となる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の外部評価委員会への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

10 外部評価委員会の庶務は、行政評価に関する事務を所管する課において処理する。

（行政評価結果の報告）

第9条 行政評価委員会及び外部評価委員会は、行政評価の結果を市長に報告するものとする。

（行政評価結果の公表）

第10条 市長は、行政評価が実施された年度内に、当該行政評価の結果を公表しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則（平成18年羽企企発第12309号）

この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

付 則（平成19年羽企企第15827号抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 10 第2項の場合においては、第20条の規定による改正後の羽村市行政評価要綱第8条第2項の規定は適用せず、第20条の規定による改正前の羽村市行政評価要綱第8条第2項の規定は、なおその効力を有する。

付 則 (平成19年羽企企発第3142号)

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

付 則 (平成20年羽企企発第6582号)

この要綱は、平成20年8月18日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日羽企企発第17157号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日羽企経発第18298号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日羽企企発第18461号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年5月9日羽企企発第1829号)

この要綱は、平成5年5月11日から施行する。